



消費税改正(軽減税率・インボイス)

事業者がすべき対応術を詳しく解説！！

主催 みらい会計税理士法人
 担当 西川・赤池
 TEL 03-3986-3551

今年の10月1日から消費税率が10%と8%の複数税率になります。軽減税率(8%)の対象とならない事業者でも、仕入や経費は軽減税率の対象となり、軽減税率を全く知らないでは済まされません。また令和5年10月からは新しくインボイス(適格請求書等保存方式)という重要な制度が導入されます。インボイス制度では、発行事業者(税務署に登録した者)しかインボイスを発行することが出来ません。消費税創設以来の最大のこの改正は、全ての事業者が大きな事務負担を強いられます。

本講座では、軽減税率及びインボイス制度にどう対応したら良いか、出来るだけ手間を掛けずに対応できる方法を解説します。

また、参加者には解り易い消費税改正の小冊子を全員に差し上げます。

是非ご参加頂き、10月1日の改正日を安心して迎えて頂きます様、ご案内申し上げます。

日時...A 令和元年 7月 9日(火)13:30~16:00
 B 令和元年 7月 10日(水)18:00~20:30
 ※A、Bは同じ内容です。いずれかを選択してください

講師...税理士 増田 正二

会場...みらい会計税理士法人研修室
 豊島区池袋2-23-24
 藤西ビル別館2F

会費...無料

対象...特にありません。
 お知り合いの経営者の方を是非お誘い下さい。

定員...1回につき12名(先着順。1社2名以内)
 ※FAXでお申込み頂き、受付ましたら、
 電話又はE-mailで受付済のご連絡を致します。
 直ぐに返事が無い場合には恐れ入りますが
 ご連絡下さいませ。

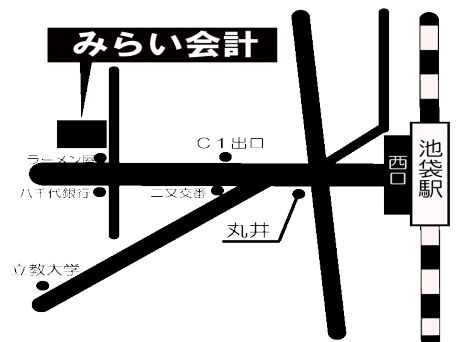
※消費税の改正が延期になった場合には
 本セミナーは中止させて頂きます。

第1編 まずは基礎知識を確認しよう
 ・軽減税率の仕組み
 ・インボイス制度の導入 ・その他

第2編 すべての事業者に関係すること
 ・日々の業務はどう変わる
 ・税率引上げと経過措置への対応
 ・4種類の請求書等のひな形
 ・インボイス発行事業者として登録すべきか
 ・レジや受発注システムの改修と補助金

第3編 事業者のタイプ別対応術

第4編 知りたい事いろいろ FAQ



講座申込書

下記申込欄にご記入の上、FAXして下さい。

FAX03-3986-3552

A、Bいずれかに○をして下さい		A 7月 9日(火)13:30~16:00	B 7月 10日(水)18:00~20:30
会社名		所在地	〒 —
参加者名		TEL	
		FAX	
		E-mail	@